

市町村自治基盤強化総合補助金及び市町村事業推進交付金

の運用に係る緊急要望

神奈川県においては、市町村等の行政機能及び財政基盤の強化等を図るため、市町村等が実施する事業に対し、「市町村自治基盤強化総合補助金」及び「市町村事業推進交付金」により支援いただいているところです。

しかしながら、当該補助金及び交付金につきましてはその運用上、交付決定事業が年度内に完了する見込みのない場合については、大規模な災害が発生した場合等を除き、繰越明許の手続きをとっていただくことができず、市町村が事業を繰り越す際に、当該補助金及び交付金を繰越財源として見込むことができないのが現状です。

昨今の工事に係る請負契約を取り巻く状況は、震災復興事業や東京オリンピック・パラリンピック開催決定などによる建設工事に係る需要の高まりから、工事従事者の不足や受注工事量の飽和などの理由により、入札が不調となる傾向が全国で顕著に見られることが問題化してきております。

神奈川県内の自治体におきましても例外ではなく、事業の計画的な遂行に支障を来している状況が起きてきております。

自治体におきましては、やむなく工期を翌年度まで繰り越して契約をせざるを得ないこととなり、補正予算により繰越明許費の設定をしたのち再度入札を実施しておりますが、その場合には当初財源として見込んでおりました当該補助金及び交付金につきましては、市の一般財源に振り替えて議会に補正予算の提案をせざるを得ないのが現状です。

入札の不調は当初想定できるような事態とはいえ、災害とは事情が異なりますものの、全国の自治体で苦慮している現状を考慮いたしますと、この状況が解消されるまでの間、繰越要件の緩和について、ご一考いただきますよう要望いたします。

平成26年12月26日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会
会長 内野 優